

松本会計通信

2008年7月29日(火)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584
Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

友達以上恋人未満

厳密な表現のはずなのに

友達以上恋人未満などという、ビミョウな関係のようですが、ビミョウなのは「友達」とか「恋人」という言葉なのです。

「友達」や「恋人」を「3万円」や「30万円」という数値に置き換えてみると、「以上」とか「未満」という用語が厳密化するためのものであることがわかります。

それがわからないという人は、ぜひ以下をお読みください。

以上・以下、未満・超える

以上と以下、未満と超える、これらを数式の等号不等号で表せば一目瞭然です。

$a \geq 10$ が10以上で、 $a \leq 10$ が10以下です。 $a < 10$ は10未満であり、 $a > 10$ は10を超えとなります。すなわち「以」が「=」のことなのです。

ちゃんと使い分けていましたか。

ついでに、事業年度が一年に「満たない」場合には、とか、30万円に「達するまで」というのも類似用語ですので、一緒に理解をしましょう。

「満たない」は未満、「達するまで」は以下と同じということになります。

たかが1円されど1円

金銭を受領して領収書を発行する場合に収入印紙を貼らなければなりません。ただし受領額が3万円未満であれば非課税ということになっていますので、印紙は不要ですが、3万円ちょうどだと印紙を貼らなければなりません。

中小企業者が30万円未満の資産を取得したときに、その合計額が300万円以下(達するまで)の金額は損金に算入することができます。30万円のマシン、1円でもまけてもらうことができれば損金に算入できるのですから、あだおろそかにできません。

この1円が分かれ道
いっそ1円だけ
値切ってみようかな

